

二次的著作物の一部利用がなされた場合の原著作者の権利範囲 —木枯し紋次郎事件—

知的財産権法研究会
小松法律特許事務所
弁護士 原 悠介

裁判例：知的財産高等裁判所令和7年9月24日判決

事件名：著作権侵害差止等請求事件

事件番号：令和6年(ネ)第10007号

(原審：東京地方裁判所令和5年(ワ)第70139号)

判決：原判決取消、破棄自判（一部請求認容）

第1 はじめに

本件は、「紋次郎」という名の渡世人を主人公とし、後に漫画やテレビドラマ化等もされた「木枯し紋次郎」シリーズの原作小説について著作権等を有する一審原告・控訴人らが、一審被告・被控訴人による「紋次郎いか」という商品の外装等に被告図柄（被控訴人図柄）を付して製造販売し、同商品の画像をウェブサイトに掲載する行為について、原告の有する著作権（複製権又は翻案権、公衆送信権及び譲渡権）を侵害する等として、被控訴人製品の製造販売等の差止め及び廃棄を請求するとともに、不法行為に基づく損害賠償の支払を求めた事案である。

原判決は、一話完結形式の連載小説に係る著作権侵害を主張する場合、その連載小説中のどの回の文章表現に係る著作権が侵害されたのかを具体的に特定する必要があるとした上で、原告による特定が不十分であること等を理由として請求を棄却したことから原告が控訴した。これに対し、控訴審判決は、原作小説を基に制作されたテレビ作品全体だけでなく、同テレビ作品中の主人公が映された画像（以下「本件画像」という。）についても、原作小説を原著作物とする二次的著作物に当たるとした上、キャンディキャンディ事件最高裁判決¹を引用し、被控訴人図柄は、テレビ作品中の画像を翻案するものであるとして、原判決を取り消し控訴人らの請求を一部認容した。

本件は、学説においても議論のある二次的著作物のうち新たに付加された創作的表現部分が利用された場合の著作権法28条に基づく原著作者の権利行使の範囲や翻案の成否について判断がなされており、実務上の重要な意義を有するものであることから、以下では控訴審判決を中心として取り上げる。

1 最判平成13年10月25日判時1767号115頁（以下「キャンディキャンディ事件最判」という。）

なお、本件では商品等表示に関する不正競争防止法違反（不正競争防止法2条1項又は2号）著作物の独占的利用許諾を受けた地位の侵害や損害論等についても争われているが、紙幅の関係上、これらの争点については取り上げない。

第2 事案の概要

1 当事者等

(1) 亡篠沢左保ことB

「紋次郎」という名の渡世人を主人公とする「木枯し紋次郎」シリーズの小説（以下「本件小説」という。）の執筆者であり、本件訴訟提起前に死亡している。

(2) 一審原告・控訴人ら

亡A（一審原告）は、亡Bの妻であり、亡Bの遺産に係る遺産分割により亡Bの著作物に係る著作権を取得した者である。なお、亡Aは、控訴審係属中に死亡したことから、控訴審では、亡Aが有していた著作権を相続により取得した控訴人らが訴訟承継している。

(3) 一審被告・被控訴人

食品の製造販売等を業とする株式会社であり、「紋次郎いか」等の駄菓子を製造販売していた。

なお、以下では判決文の引用部分を除き、一審原告・控訴人らを「控訴人ら」、一審被告・被控訴人を「被控訴人」と記載する。

2 本件小説等

(1) 本件小説

本件小説は、読み切りの複数の短編からなるものであり、1971年3月号の「小説現代」にシリーズ第1話である「赦免花は散った」が掲載され、シリーズ連載が開始された。その後、1973年2月から短編5作品ずつ収載した文庫本が順次出版されている。

本件小説の主人公である「紋次郎」は、竹を削って両端をとがらせた楊枝をくわえ、三度笠を被り、道中合羽を身につけ、長脇差を携えた渡世人として描かれており、「木枯し紋次郎」と呼ばれていた。

(2) 本件テレビ作品等

ア 1972年1月から5月まで、本件小説を原作としてテレビドラマ「木枯し紋次郎」（以下「本件テレビ作品」という。）が放映され、高い視聴率を獲得した。

本件テレビ作品において主人公として登場する「紋次郎」は三度笠を被り、道中合羽を身につけ、口に長い楊枝をくわえ、長脇差を携えた者として描かれていた。

イ その後、1972年11月から1978年3月まで「続・木枯し紋次郎」、「新・木枯し紋次郎」の続編が放映され、紋次郎の「あっしにはかかわりのないことござんす」という台詞は流行語のようになった。なお、関連作品として、本件小説を原作とした漫画が雑誌掲載され、本件小説を原作とする映画も制作され上映されている。

(3) 本件小説の具体的表現と本件画像

本件小説における紋次郎に関する具体的表現と、本件テレビ作品中の紋次郎の画像（以下「本